

【第4回奈良市公民館使用料等検討委員会会議要録】

日 時 平成19年5月16日(水)13時開会

場 所 奈良市役所北棟6階第23会議室

出席者 検討委員会 会 長 中川幾郎(学識経験者)
副会長 鍛冶佳広(学識経験者)
委 員 大場正登(公民館運営審議会委員)
委 員 橋本哲夫(公募市民)
委 員 藤井義治(社会教育委員)
委 員 八木正一(公民館運営審議会委員)
委 員 山中和代(社会教育委員)
(欠席:徳家眞委員、宮辺鈴子委員、森昭彦委員)

事務局	生涯学習部長	神田義隆
	〃 次長	二滝久功
	生涯学習部参事	浅野恵子
	生涯学習課主幹	小泉繁男
	〃 主幹	山口仁朗
	〃 課長補佐	北沢一郎
	〃 生涯学習係長	吉村恭宣
	奈良市生涯学習財団 次長	天野敏博

事務局

(開会の通告。欠席委員の報告、等)

事務局(会長へ進行役を交替)

会長(傍聴の有無を確認。なし)

前回のまとめです。公民館使用料の設定について協議した結果として、光熱水費相当額を基礎にすることを認める。ただし、これは資料による最低基準、下限です。かつ、中核市の使用料の平均水準を超えない目標を持っていただきたい。上限です。使用料減免について、月ヶ瀬、都祁の考慮ですが、合併協議会の協議内容を把握したうえで、後ほど触れます。それから、公民館の主催事業・共催事業は使用料をとらない。1グループが行なう公民館まつりも、とらないことになります。原則、すべてからとるが、除外規定を設けてはどうか、地域の公共性がある団体は減免を認めるか、ということです。公民館の運営について、申込は現在2週間前、期日前申請の特例が生涯学習センター、中部、西部公民館。これの改正、1か月、2か月前に改め、大型事業については、文化ホールと同等施設に合わせて3か月前、6か月前の申請を認める。徴収方法は、使用申込時に納付いただく、と。使用許可書と領収書を含んだ形にしよう、と。電話、インターネット等の申込は今後検討事項です。還付は基本的にしないが、使用者の事情によらない天変地異に限り認める、ということです。減免にかかわる宿題ですが、地域の公共性、公益性、のある団体の減免です。今まで認められてきた団体だからという判断は通らない、不特定多数の第三者利益という古典的定義プラス透明性、公開性、という前提になります。本日の協議にはいります。事務局資料の説明です。

事務局

資料1は中核市の公民館の部屋別使用料一覧です。おおむね100円から数百円、高くても1000円前後のようです。資料2は船橋市と枚方市の資料です。会議室に限りますと、1平米1時間あたりで5円前後です。資料3は、公民館の使用料減免一覧で、有料となっている件数の割合では、4%というような1桁台のも目立ちます。資料4は、奈良市の施設の減免規定です。いずれも同様の文言で、公益上その他特別の理由があると認めるときなどとなっています。資料5は合併協議会に関する資料です。使用料については奈良市に統一するとの内容です。

会長

協議に入りますが、1平米1時間あたり4円10銭で最低基準ということでもよろしいですね。減免について、文化ホール等の基準を準用しますと、共催事業・主催事業ですね、それ以外は原則的には減免はない、ということですが、欠席委員から提出されている書面がありますので、報告いただけますか。

事務局

1つ目の書面ですが、使用料の受領は許可書に受領書を付け加えることで対応可能、

現金管理の方法は検討する、それら運用コストは事前に考えておかねばならない、もしコストが大きいなら財政改革というより行政改革、中途半端な免除措置では利用者が免除されることに躍起になったりもしかねない、とって綿密な審査は困難、結論として免除は設けないということを提案します。

2つ目ですが、市東部の生活を知っていただき、その上で減免や閉館時刻の延長に配慮を、とのことです。

会長

お二人とも前回の意見を踏襲しています。利用団体の構成員の過半数が市外在住者などだといった場合、どうしますか。船橋では5割増ですが。

事務局

他の施設との足並みがありますので、幅を持たせていただけたらと思います。

会長

では、議論は行なって、詳しい説明はフリーハンドということにします。次は減免です。

委員

使用料ですが、調理室はガスなど他の部屋よりいろいろなものを使います。他市の事例をみると単価がほかの部屋より高くなっているところもあるように思いますが。

会長

調理室も込みで4円10銭ですか。

事務局

込みの算出です。割増の検討をさせていただきたいと思います。

委員

調理室は普通に電気を使うのとは違うので、公平な受益者負担ということでは割増を考えたほうがいいかなと思います。

委員

付帯設備、特定の機器を使う場合、別料金を設ける必要、ありますね。

委員

ピアノなんかは調律費用がかかってます。これも使用料を別途に検討していいんじゃないか、と思います。

会長

船橋では設備使用料は除くということで別体系になっています。船橋モデル、枚方モデルを使いながら4円10銭をベースに、ということですね。減免の話に行っていていいですか。減免対象があるために、1点何パーセントの収納率ということで、ほとんど収入になっていない。

委員

申し訳程度ですね。

会長

前回、公益性の判定の話が出たんですが、窓口としては対応は難しいですね。従来どおりの団体は自動的に減免認めますというと、新しく出てくる団体は差別されるということになる。

委員

使用料を取るということは原則にしないとザル法ですね。災害が起きたとかは別ですが。使用料を取っているのが利用者の4%とか5%とかでは意味ないです。

会長

原則、団体の判別せずに全て取るということで統一しましょう。18歳で所得がない場合はどうですか。

事務局

市の考え方として、子どもの居場所を確保するというので、18歳未満の子どもは無料に持っていくというのは市の方針とも合うと思います。

会長

委員会としては、原則全額徴収する、と。減免規定は設けない、ということで一応確認し、所得のない青少年の関係は、別途行政内部で考慮して、ということによるいんですね。

委員

未成年者の利用にあたっては、リーダーになる成人のかたがいて、未成年者ばかりというのはあまりないですね。

会長

その場合、少年団体がやる事業というより、公民館直営の事業であるべきですね。でしたら、使用料の問題は発生しませんね。

委員

責任あるかたが、リーダーになって使用するのがいいと思います、公民館の主催事業で子どもの居場所づくりとか。子どもたちだけで発案して、というのはあまりないでしょう。

会長

NPO依頼の場合は委託事業、行政責任事業ということで、やはり有料にはなりませんね。

委員

前回の議論で、後援というのは教育委員会しかしていないようで、減免の対象にならないということは納得しました。主催事業ですが、公民館独自の判断で主催事業としてできるのなら、減免ということにできないかどうか。いま公民館の主催事業というのは少ない。そこで、公民館が企画としたもの以外に、外部からの企画提案を受けて、それが館の主催事業として妥当であれば主催あるいは共催を認めていく、そ

う余地があればいいと思います。

会長

今後の公民館がなすべき主催事業の内容について、改めて精査し、充実を図っていただきたい、ということですね。

委員

その中で、子どもの居場所づくりなんかも館の主催という形でしていただければいいかと思います。余談ですが、私たちのグループはグリーンホールで子どもの居場所づくりをしていますが、3年間は文部科学省の委託事業で補助金が出ていました。3年たったので終わっています。今は、せっかくやったのだから続けていこうということで、自主事業でやっています。無料です。これがもし有料だとしたら、子どもたちから賃借料をいただかないといけないことになります。公民館の場合、主催だから減免になるということであればいいことだと思います。

会長

主催事業、共催事業の中身のイメージを明確にしたほうがいいと思います。今のご意見、将来的に主催事業が広がっていくべき幅を示唆していると思います。委託事業も主催事業の一つですから、主体が民間団体でも行政が責任をもって任せている、これも主催事業です。もうひとつ、月ヶ瀬、都祁の地域の料金の区別ですが、資料の、合併協議時の内容、協議第77号、使用料手数料の取扱についてという明確な協議書があります。公民館の使用料は使用料手数料に入ります。使用料手数料は奈良市の制度に統一する、ということなので、これは統一せざるをえません。ただ、閉館時間の延長はどうですか。

事務局

時間延長は視野に入れていますが、具体的に言いますと、市全体で、夏時間とか冬時間とか、そういう取扱があります。地元のニーズで、ご要望にこたえたいと思っています。

委員

時間延長の限度というのは1時間程度でしょうね。10時以降というのは管理上大変じゃないですか。

会長

だいたい全国的に10時が限度になってますね。11時というのは聞いたことがないですね。

委員

延長も10時を限度ぐらいにしておいたほうが、職員が大変です。

会長

地域にあわせて配慮できるということです。次に行きます。公民館の運営について。事務局から説明願います。

事務局

会議の中で分館とふれあい会館のことが出ております。分館についてですが、会議1回目の資料No9、分館のあり方ということで平成7年に公民館運営審議会の答申があります。このあと10年以上経ちまして、分館の状況も変わってきました。平成15年の地方自治法の改正で、奈良市も指定管理者制度を置いて、公民館は生涯学習財団、分館は地元の自治会等、ということで、運営の仕方を分離した形になっております。この答申当時の、将来の分館のあり方ですが、地域住民のニーズによりよく応えるため社会教育法の位置づけからはずし、地域住民との密接を図り、という提言がありますので、そういう流れになっていると思います。これを検討いただけたらと思います。

会長

答申の方向が妥当かどうかということと合わせてご意見あればと思います。分館は社会教育法のしびりがかかっている、これを地域の創意工夫で使う地区住民館、地区コミュニティ的に使ったらどうか、という提案です。

委員

分館はいろいろです。無料のところ、有料でないやっつけいけないところ。公民館と分館を一緒にするとややこしくなります。

委員

地区毎に集会所があります。地区内の人は無料、地区外の場合は有料で金額設定をしたら、と思います。分館と集会所の関係も考えていただいたほうが、という気がします。

委員

分館とふれあい会館は基本的にどう違うのでしょうか。

事務局

ふれあい会館と異なり分館は社会教育法の範囲ですので、使い方では柔軟度が違うということです。ふれあい会館は柔軟に使えるということがあって、よくいわれるのは地区のかたの葬式の例。設置の経緯で見ると、公民館ですと国の補助金があったということで、各小学校区に建てていました。それが平成10年に補助金がなくなり、市も、そういう施設を建てるんだったら柔軟性があるふれあい会館をということで、地域住民には分館かふれあい会館かという枠組みで、ふれあい会館にしているという経緯があるように思います。

委員

市のほうでも管理の課が違いますね。公民館と分館は生涯学習課、ふれあい会館は？

事務局

地域活動推進課です。これは議会でも質問を受けていまして、分館と地域ふれあい会館を一体化して使用できるように考えたらどうか、と言われていまして、将来的にはそのように、としております。

委員

公民館本館と分館を一緒に扱うのは難しい。使う側からすると、分館もふれあい会館も同じような考え方で使っていますのでね。できれば分館を切り離して、分館とふれあい会館ともに同じような管理主体であるような、行政もそのような管理の仕方ができないかな、という気はしますが。

会長

皆さんの意見は一致していると思いますが、この平成7年の答申、こういう方向に行きましょう、と言ってるわけでしょう。我々もこれを支持するということで、いかがでしょう、一言、ご意見、できましたら。

委員

答申どおりにすべきだと思います。私は、基本的には、分館を減らしていったらと思います。ふれあい会館も減らしていくような方針をとっていかないといけないような気がします。

会長

統合するということですか。

委員

建て直しにはランニングコストがかかってきますので、できたらもう統合していく時代が来たのじゃないか、と。分館、ふれあい会館にするのも、小学校区という枠をはずしていったほうがいいのじゃないかとも思いますが。

委員

分館と違ってふれあい会館はどこも立派ですね。だから、その使用の状況ですね、どれぐらいのシェアで使用されているのか。私がよく通る道にふれあい会館がありますが、いつもお客さんがいないというか、どうもあまり使用されていないようなこともあります。分館は、予定表を見たら隙間がないくらい書かれているところ、たくさんあります。ふれあい会館が空いていればそちらのほうに回すとか、そういう意味合いから、減らすというのなかなか、いいものが建ってるのでそれを他のものに利用するというのはいいですが、統合して減らしていくのなかなか大変じゃないでしょうか。

委員

私のところのふれあい会館は全く逆で、満杯です。むしろ公民館とあまり変わらないくらい使ってます。夜も使ってますし、地域によるのかもわかりません。

委員

その地域に分館はないんですか。

委員

ありません。分館がありませんので、夜は全部詰まってる、しかも黒板は書けないくらい。1年間全部詰まってますから。私もふれあい会館のボランティアをずっとや

ってますが、11時くらいまでやってます。もう柔軟に対応しています。そして、200円です。その一方で、400円、500円だったら、地元では問題になるんじゃないかなと思います。

会長

ですので、ふれあい会館と分館は将来的に管理を統一していくとか、分館をふれあい会館と一緒に使えるような、一本化するような、そういう意見が出た、というふうに言っておいてもらえますか。

事務局

ふれあい会館と分館、小学校区にどちらか一つ、というのが原則です。それと、公民館を有料化すると、同じような目的で公民館使ったり、分館使ったり、ふれあい会館使ったりするかたにとっては、こちらが無料であちらが有料だったら、みな無料のほうに流れますよ、というご意見がありましたので、そののところも議論いただけたらと思います。

会長

小学校区に分館があったらふれあい会館はない、ふれあい会館があったら分館はない、そういう制度的不統一が問題になりますね。ふれあい会館に関することはこの委員会の権限を越えるので、整合性を保つようにという要望が出た、ということではいかがでしょう。……ではその他の件について、今回は、市長に報告する原案ですが、こういう運びでいいですか。

事務局

報告原案を次回に用意します。それから、利用料金制について説明します。利用料金収入を指定管理者自らが収入する制度で、収入をもって経費をまかなうこととなります。額は条例で定める範囲で指定管理者が設定でき、努力すれば収入が増えることとなりますが、課税対象です。それで、分館は地元管理ですので、集めた少ない使用料を市に納めてくださいというのも難しいので、利用料金制にすればどうかなと思われれます。有料化でどれだけ収入が増えるかは未定です。行事を沢山やって儲けるというのではないので、そういう中での経営努力は発揮しにくい側面があります。職員がいる公民館では徴収した金額は市の財源とするという形で考えています。それを積み立てて公民館の営繕費用に回していけたらな、と考えています。小規模の分館等については利用料金制にすればどうかな、と。ふれあい会館では、赤字が出ないように努力するということでは事業所税の対象にはならない、と考えております。利用料金制が使用料かについては、施設の大きさを考えたら、と事務局では考えています。

会長

議論としては、分館について、利用料金制まで踏み込んだということになります。他に何かありませんか。

委員

各公民館ごとに館長さんは電気代がいくらとか把握していますか。

事務局

財団事務局で予算執行、一括管理しているので、把握はしていないと思います。

委員

調べれば分かるということですね。それであれば使用量の一覧を定期的に館長に示して、有料化になれば稼働率をもう少し上げなければいけないなどのように意識づけしていく必要があるんじゃないでしょうか。

会長

現場を知らないとコストの無駄が発生する、という指摘です。

委員

親方日の丸という形ではいけません。不用なものは消す、止める、というようにしないと。

会長

各施設長がマネジメント能力を発揮して、それが評価されるような仕方に、ということですね。サービス拡大に向けての努力、と。

委員

有料制になるとサービス向上に努めないといけない。ところが、だいたい3人制がいま2人制です。

事務局

3人体制は守りたい、臨時職員は確保したい、という思いはあります。至らない場合は、大型館から補充すると思っております。機械的な経理は事務局で集中してやって、館は事業運営に集中してやってもらうという体制をとっております。有料化とサービスは並行して考えていきたいと思っております。

会長

(閉会を告げる)